

## 富士宮市日常生活用具給付事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち日常生活用具（以下「用具」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

### (給付の対象)

第2条 給付の対象となる用具の種類、限度額及び内容は、別表のそれぞれ該当する欄に定めるとおりとし、その対象となる者は、本市に居住する、身体障害者手帳を有するもの、療育手帳を有するもの及び法施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「障害者等」という。）で、同表の対象者欄に定めるとおりとする。ただし、当該障害者等及びその属する世帯の他の世帯員（対象者が18歳以上の場合にあっては、当該対象者の配偶者に限る。）のいずれかについて、用具の購入のあった月の属する年度（用具の購入のあった月が4月から6月までの間である場合においては、その前年度）分の市民税所得割額（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第34条及び第314条の2の規定の例により算出した額）が46万円以上であるときは、当該障害者等は給付の対象としない。

2 既に給付を受けている用具と同一種類の用具（点字図書、ストーマ装具、ストーマ代替品及び居宅生活動作補助用具を除く。）は、前回の給付の決定日から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、原則として給付の対象としないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

3 居宅生活動作補助用具の給付は、当該重度障害者等1人につき1回限りとする。

### (給付の額)

第3条 給付の額は、用具費の額（用具費の額が限度額を超える場合

は、限度額とする。以下同じ。)の100分の90に相当する額(点字図書の場合にあっては、当該点字図書の購入費の額から図書購入相当額(当該点字図書を出版した者が発行する証明書に記載された当該図書に係る一般図書の購入費相当額をいう。)を控除した額とする。以下同じ。)とする。ただし、一の月に係る用具費の額から当該用具費の額の100分の90に相当する額を控除して得た額が補装具費に係る負担上限月額(法施行令第43条の3に規定する額をいう。)を超える場合は、当該用具費の額から当該負担上限月額を控除して得た額とする。

(助成の申請)

第4条 用具費の給付を受けようとする障害者等(18歳未満の場合にあっては、その保護者。以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、調査書(様式第2号)を作成するとともに必要な審査及び調査を行い、その適否を決定し、適当であると認めた場合にあっては日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号)を、適当でないとして認めた場合にあっては日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により給付の決定を受けた者が用具を購入しようとする場合は、当該用具に係る業者について、日常生活用具給付券を提示して、当該用具を購入するものとする。

(支払等)

第5条 用具費の給付は、当該給付の額を当該用具に係る業者に支払うことにより行う。

2 前項の規定による支払があったときは、当該給付の決定を受けた者に対し、用具費の給付があったものとみなす。

3 用具を納入した業者は、当該用具に係る給付額を日常生活用具給付券を添付して市長に請求するものとする。

(用具の管理)

第6条 用具費の給付を受けた者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(簿冊の整備)

第7条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、用具の給付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 富士宮市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要領および富士宮市重度身体障害児・者日常生活用具給付事業実施要領(平成18年4月1日保健福祉部長決裁。以下「旧要領」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧要領の規定により用具の給付を受けた者は、当該給付の決定の日から起算して別表に規定する耐用年数の期間を超過するまでの間は、当該給付に係る用具と同一の種類の利用具(点字図書、ストーマ用具、ストーマ代替品及び居宅生活動作補助用具を除く。)については、第4条の規定による申請をすることができない。

4 第2条の規定にかかわらず、施行日の前日までに旧要領の規定により居宅生活動作補助用具の給付を受けた者は、居宅生活動作補助用具の助成の対象としない。

附 則 (平成24年6月29日保健福祉部長決裁)

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日保健福祉部長決裁）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日保健福祉部長決裁）

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日保健福祉部長決裁）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日保健福祉部長決裁）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日保健福祉部長決裁）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。